

「認知症神戸モデル」広報デザイン制作業務委託実施要領
(公募型プロポーザル)

1 案件名称

「認知症神戸モデル」広報デザイン制作業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

「認知症神戸モデル」の制度周知及び認知症の普及啓発を目的とした広報デザインの制作

(2) 業務内容

別紙、業務仕様書のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

2,500,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～2025 年 9 月 30 日

(5) 履行場所

受託者事務所内等

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

なし

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 日本国内に本店、または支店・営業所等を有していること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------|
| (1) 公募開始 | 2025 年 4 月 18 日（金曜） |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限・質問受付締切 | 2025 年 5 月 2 日（金曜）17 時まで |
| (3) 参加資格決定通知・質問に対する回答 | 2025 年 5 月 12 日（月曜） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 2025 年 5 月 30 日（金曜）10 時まで |
| (5) 提案審査会の開催
（事業者によるプレゼンテーション） | 2025 年 6 月上旬（予定） |
| (7) 選定結果通知 | 2025 年 6 月上旬（予定） |
| (8) 契約締結・事業開始 | 2025 年 6 月上旬（予定） |
| (9) 事業完了 | 2025 年 9 月 30 日（火曜） |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- | | |
|------------|---|
| ア 受付期間 | 2025 年 4 月 18 日（金曜）から 2025 年 5 月 2 日（金曜）
17 時 00 分まで |
| イ 提出書類 | ①参加申請書（様式 1 号）
②会社概要・団体概要（様式任意） |
| ウ 提出方法 | E メール（送付先： ninchisho@city.kobe.lg.jp ）
※提出後に電話による到着確認を行うこと。 |
| オ 参加資格決定通知 | 2025 年 5 月 12 日（月曜）に E メールにより通知する。 |

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 2025 年 4 月 18 日（金曜）から 2025 年 5 月 2 日（金曜）
17 時 00 分まで
- イ 提出方法 別紙「質問票」に記載し、E メールにより提出すること。
※提出後に電話による到着確認を行うこと。
- ウ 回答 参加者全者に対して、2025 年 5 月 12 日（月曜）に E メール
により回答する。

(3) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書は、A4 サイズの PDF で作成し、ページ番号を付けること。
- イ 企画提案書は、正本と副本を作成すること。副本には、法人の名称が推測されるような記載はしないこと。
- ウ 正本の表紙には「「認知症神戸モデル」広報デザイン制作業務 企画提案書」と記載し、提出年月日、法人名、代表者の役職・氏名、法人の所在地、担当者の役職・氏名、電話番号、メールアドレスを記載すること。
副本の表紙には、「「認知症神戸モデル」広報デザイン制作業務 企画提案書」のみ記載すること。
- エ 企画提案書の記載項目は以下のとおりとする。なお、※の項目は必須とする。
- A. 全体コンセプト
 - B. 縦ポスターのラフ（※）
縦向きポスター（サイズ：B1）の制作案を提示すること。
 - C. 縦動画の絵コンテ（※）
3～5 枚程度の絵コンテで縦向きのサイネージ動画（15 秒間）の制作案を提示すること。
 - D. その他制作媒体・掲出先案
仕様書に記載されているポスター・サイネージ動画・SNS バナー以外の効果的な制作物、及びその掲出先についての案を提示すること。
 - E. 事業スケジュール案（※）
令和 7 年 9 月からの広報物掲出に向けた本デザイン作成業務の具体的な進め方、一連のスケジュールがわかる大まかな日程計画書案を提示すること。
 - F. 本業務にかかる実施体制（※）
制作にあたって、実施体制がわかるものを提示すること。
 - G. 類似業務実績
地方自治体の広報物等、過去に制作を行った広報物を記載した資料を提示すること。
 - H. 見積書（※）
見積額及び積算根拠について提示すること。
 - I. その他

その他、必要と思われる業務提案や効果的な企画提案を行うこと。また、業務遂行能力等のアピールがあれば記載すること。

- オ 受付期間 2025 年 5 月 12 日（月曜）から 2025 年 5 月 30 日（金曜）10 時まで
- カ 提出方法 正本、副本ともに E メールで送付すること（メールに直接添付する場合は 1 通当たり 5 MB 以内・容量によっては複数回に分けて送付すること）
- ※提出後に電話による到着確認を行うこと。

7 選定に関する事項

（1）審査基準

審査は以下の審査基準に基づき、総合的に公平かつ客観的に行う。

評価項目	評価の視点	配点
伝わるデザイン	・「認知症神戸モデル」の制度内容や「新しい認知症観」等を的確に捉えているか ・「認知症神戸モデル」の制度周知、認知症の普及啓発に寄与する内容となっているか ・広く市民に伝わる広報デザインとなっているか ・制作物及び掲出先について、広く市民への周知のための創意工夫がみられるか	6 0
スケジュール・実施体制	・計画性があり、実施手順が妥当か ・実施体制が構築できているか	1 0
費用	・制作にかかる費用及び内訳が妥当か	1 0
実績	・類似業務実績が豊富か	1 0
地元	・神戸市内に本店等を有する法人か	1 0
合計		1 0 0

（2）選定方法

ア 事業者選定にあたっては、選定委員会において、提出された企画提案書等に基づく提案説明の内容を審査基準により審査し、委託候補者を選定する。

イ 審査にあたっては、提案審査会（プレゼンテーション）の実施を予定している。ただし、提案事業者が多数の場合は、提案審査会に先立ち書類選考を実施する場合がある。書類選考にあたっては、審査基準に沿って企画提案書等提出書類の書類審査を行い、当該審査を通過した提案事業者のみ、提案審査会（プレゼンテーション）に参加できるものとする。書類選考の結果については、企画提案書等提出書類の提案事業者全員に E メールにて結果を通知する。

ウ 本事業について本市との協議・調整を行う者がプレゼンターを務めること。

開催日時 2025 年 6 月上旬（予定）

※確定した日時等については、市より応募のあった業者に別途連絡する。

エ 参加者が 1 社の場合でも審査は実施する。参加者が複数ある場合は、審査による評価点の総合計が最も高い者を契約の優先候補者とする。

オ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、以下のとおり決定する。

i. 「伝わるデザイン」の点数が最も高いもの

ii. i が同点の場合は、「スケジュール・実施体制」の点数が最も高いもの

iii. i - ii がいずれも同点の場合は、見積額が低いものを採用する。

カ 評価点が 6 割に満たない場合は、採用しないものとする。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

８ その他

（１）提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザ

ル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

神戸市福祉局高齢福祉課 認知症担当

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館 4階）

電話：078-322-5259 FAX：078-322-6046

メールアドレス：ninchisho@city.kobe.lg.jp